

豊田工業大学における公的研究費の取扱いに関する規定

(規程 第127号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）（以下「ガイドライン」という。）および「豊田工業大学研究者倫理規定」に基づき、豊田工業大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において「公的研究費」とは、文部科学省をはじめとする府省または各府省が所管する法人等から配分される研究費をいう。

2 この規定において「研究者等」とは、本学の教職員その他本学の公的研究費の運営および管理に関わる全ての者をいう。

3 この規定において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費や給与・謝金の請求、公的研究費の他の用途への使用、その他本学の諸規程や資金配分機関のルールに違反した公的研究費の使用をいう。

(不正防止対策の基本方針)

第3条 本学は、公的研究費の不正使用を防止するため、以下の基本方針を定め、研究費の適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に努める。

(1)公的研究費の運営・管理にあたり、本学の責任体系を明確化する。

(2)公的研究費を適正に運営・管理するための環境を整備する。

(3)不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定、実施する。

(4)公的研究費の適正な運営と管理活動に努める。

(5)公的研究費に関する手続き、ルール等を学内外に情報発信し、情報の共有化を図る。

(6)公的研究費の適正な管理のため、モニタリングおよび監査制度を整備し、実施する。

第2章 責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第4条 本学に、大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、前条に定める「不正防止対策の基本方針」を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学に、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究推進・産学連携委員会委員長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止を図るため次の各号の業務に当たる。
 - (1)不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2)不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3)研究者等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 3 第2項第3号の公的研究費の管理・執行を確実にを行うため、コンプライアンス推進副責任者を置き、研究支援部研究協力グループ担当部長をもって充てる。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルール of 明確化・統一化)

- 第7条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めがある場合のほか、本学が定める「固定資産及び物品調達規定」、「研究旅費規則」、「研究旅費規則運用細則」、「海外出張旅費規定」、「海外出張旅費規定運用細則」、「研究費の使途可能範囲（内規）」（以下「物品調達規定等」という。）の各規程により取り扱うものとする。
- 2 公的研究費に係る事務処理手続に関するルールは、明確かつ統一的な運用を図る。研究支援部は、公的研究費の管理・運営に関わる研究者にとって分かりやすいようにルールをマニュアル化し、ホームページ等で周知する。また、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制を保持できるか等の観点から点検し、必要に応じてルールの見直しを行う。

(職務権限の明確化)

- 第8条 公的研究費の事務処理は、「事務分掌規則」に基づいて行う。
- 2 物件の発注は「支払い関係決裁基準(内規)」に基づいて行う。

(関係者の意識向上)

- 第9条 公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に対してコンプライアンス教育を定期的に行い、不正行為防止に向けた理解に努める。
- 2 コンプライアンス教育の実施にあたっては、受講者の受講状況や理解度の把握に努める。
 - 3 第1項の目的を達成するため、公的研究費の運営・管理に関わる研究者等は、不正使用を行わない旨の誓約書を学長あてに提出するものとする。誓約書を提出しない者は公的研究費に申請できないものとする。誓約書の様式は別に定める。
 - 4 公的研究費の運営・管理に関わる研究者等は、行動規範として「豊田工業大学研究者倫理規定」に基づいて行動するものとする。

(告発等の取扱い、調査および懲戒に関する規程の整備および運用の透明化)

- 第10条 本学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申し出など、不正使用等に関する通報および告発等（以下「告発等」という。）を受け付ける通報窓口を総務部に設置する。
- 2 不正の告発等の制度を機能させるため、研究者等に対してコンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知する。取引業者等の外部者に対しては、通報窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）についてホームページ等で公表し、周知を図る。
 - 3 通報窓口の職員は、不正に係る情報を受けたときは、速やかにその旨を最高管理責任者および統括管理責任者に報告するものとする。
 - 4 不正に係る調査の体制・手続等は別に定める。

第4章 不正発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(防止計画推進部署)

第11条 不正使用の防止活動を推進する部署（以下「防止計画推進部署」という。）は研究推進・産学連携委員会とし、事務局は研究支援部研究協力グループが担当する。

(不正発生要因の把握と不正防止計画の策定)

第12条 防止計画推進部署は、不正を発生させる要因を調査・分析し、その要因に対応する不正防止計画を策定する。

- 2 防止計画推進部署は、モニタリングの結果やリスクの顕在化状況等を考慮し、不正防止計画を定期的に見直しを行う。

(不正防止計画の実施)

第13条 防止計画推進部署は、不正防止計画を実施し、その状況を確認する。

- 2 最高管理責任者は不正防止活動を率先して対応することを学内外に表明するとともに、不正防止計画の進捗管理に当たる。

第5章 研究費の適正な運営・管理活動

(執行状況の確認等)

第14条 研究支援部は、経理システム等により定期的に公的研究費の執行状況を確認し、実態と合ったものになっているかを確認する。予算執行が著しく遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導するものとする。

- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、繰越制度の活用、資金配分機関への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第15条 研究者等は、公的研究費の予算執行の状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第16条 発注または契約する際は、物品調達規定等の定めにより行うこととし、発注または契約を研究者等に委任する場合においても、調達部署は研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

- 2 大学の不正対策に関する方針およびルール等の周知を徹底するとともに、不正な取引に関与した業者については、物品調達規定等に基づき取引停止等の措置を講ずる。
- 3 一定の取引実績（回数、金額等）のある業者に対して、誓約書の提出を求める。誓約書の様式は別に定める。

(検収業務等)

第17条 物品の買入れ契約に伴う検収業務は、物品調達規定等の定めにより調達部署が行うものとする。

- 2 簡易調達により研究者等が直接調達した物件（購入総額が1万円以下の物件）についても第1項と同様に扱う。
- 3 物品等において、調達部署による検収が困難な場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を行う。
- 4 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収については、作業報告書の確認や立会い等による現場確認を行う。
- 5 非常勤職員の雇用管理については、勤務状況等を総務部が確認を行う。
- 6 パソコン等換金性の高い物品については、物品の所在が分かるよう適切に管理するとともに、調達部署が定期的に抽出による事後確認を行う。

(出張の確認)

第18条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ学長の承認を得るとともに、出張後は総務部が出張報告書等により出張の事実確認を行う。

第6章 情報発信・共有化の推進

(使用ルール等の相談窓口)

第19条 公的研究費に係る事務処理手続および使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を研究支援部研究協力グループに設置する。

- 2 研究支援部研究協力グループは、相談窓口として適切に機能し、統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解のための研修の実施など、組織的な取組を推進する。
- 3 研究支援部研究協力グループは日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックを行う。

(不正への取組方針等の公表)

第20条 社会への説明責任を果たすため、不正への取組に関する基本方針等を学内外に公表する。

- 2 前項の目的を達成するため、「行動規範」、「管理・運営体制」、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」「処分（取引停止等の取扱いを含む）」、その他不正への取組に関する諸手続などとともに、関係する諸規程を学内外の利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化してホームページ等に掲載し、積極的に情報発信を行う。

第7章 モニタリングおよび監査制度

(監査制度)

第21条 公的研究費の適正な管理のため、全学的視点からモニタリングおよび監査制度を整備し、実施する。

(内部監査)

第22条 内部監査室を理事長の直轄的な組織と位置づけ、「内部監査規則」に基づき、公的研究費に関わる全てのモニタリングおよび監査を行うことができるものとする。

- 2 内部監査室は、内部監査の実施にあたり、次の各号の事項に留意する。
 - (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する確認のほか、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。
 - (2) 防止計画推進部署と連携し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施する。
 - (3) 監事および会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

第8章 補則

(規定の改廃)

第23条 この規定の改廃は、研究推進・産学連携委員会、教授会の議を経て学長が決定する。

(雑則)

第24条 この規定に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規定は、平成27年4月1日から施行する。

制定 平成27年3月30日